

令和 5 年度釜石市畜産業物価高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 畜産農家又は農業協同組合に対して、飼料購入費を緊急的に支援することにより、畜産業物価高騰の影響を緩和し、畜産農家の生産意欲の向上と経営の安定化を図るため、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 畜産農家 市内に住所を有する畜産を営む農家をいう。ただし、令和5年度において生産・販売実績があり、かつ、令和6年度も継続して生産・販売を行う者に限る。
- (2) 農業協同組合 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合をいう。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額
令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間に要した飼料購入費	交付対象経費の8分の1以内の額(100円未満の端数は切り捨てる。)とし、畜産農家1戸当たり30万円を上限とする。

(交付申請等)

第4条 補助金交付申請の期限は、令和6年2月9日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号に規定するその他要綱で定める書類は、交付対象経費の購入日及び購入価格が分かる請求書及び領収書とする。

(届出事項)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第6条 補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、令和6年2月29日とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年6月16日から施行する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。